

# 令和6年度沖縄県学力到達度調査問題作成業務委託 仕様書

沖縄県教育庁義務教育課

## 1 委託業務名

令和6年度沖縄県学力到達度調査問題作成業務委託

## 2 委託期間契約

契約締結日から令和7年3月14日(金)まで

## 3 問題作成の目的

本業務は、県の児童生徒の学力の定着状況を図る調査問題の作成を委託し、本県児童生徒の学力の速やかな把握と分析に資することを目的とする。

また、学力向上 Web システムにおいて、調査問題の配信から採点結果の集計までを迅速に行うインターネット上で行う。本県における義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全県的な児童生徒の学力や学習状況を把握し、結果の分析、成果・課題の検証を通して、授業改善の取組、児童生徒の学力の向上に生かすことができる。

## 4 委託業務の内容

### (1) 調査問題の作成

- ① 本業務で作成を委託する調査問題の種類は、表1のとおりとする。

[表1 作成を委託する調査問題の教科、学年]

教科		国語	算数・数学	英語	合計
小学校	1 学年	×	×	×	0
	2 学年	×	×	×	0
	3 学年	×	×	×	0
	4 学年	×	×	×	0
	5 学年	○	○	×	2
	6 学年	○	○	×	2
中学校	1 学年	×	○	○	2
	2 学年	○	○	○	3
	3 学年	×	×	×	0
合計 (種類)		3	4	2	9

- ② 調査問題作成の基本方針は、次の通りとする。

ア 学習指導要領の内容に基づくものとし、調査の実施時期までに十分身に付け、活用できるようにしておくべきと考えられるものを、各領域からバランスよく出題すること。

イ 全国学力・学習状況調査と同様に、「主として知識に関する問題」と「主として活用に関する問題」を区分せず、一体的に問題を構成し出題すること。

ウ 学習指導上特に重視される点や身に付けるべき力を具体的に示す問題を出題すること。また、全国学力・学習状況調査で見られた本県の課題を踏まえた問題

も出題すること。

エ 児童生徒が時間的な負担を感じることなく取り組めるよう、調査時間に照らして適切な分量の問題数とすること。

③ 問題構成は、選択式・短答式問題と記述式問題とし、その比率や問題数の目安は、表2の通りとする。

[表2 各教科の問題構成]

校種	教科	学年	小問数	内 訳
小学校	国語	5学年 6学年	14問～15問	選択式・短答式 11問～12問 記述式 3問～4問 (20～26%程度)
	算数	5学年 6学年	16問～17問	選択式・短答式 12問～13問 記述式 4問～5問 (23～29%程度)
中学校	国語	1学年 2学年	14問～15問	選択式・短答式 10問～11問 記述式 4問～5問 (26～33%程度)
	数学	2学年	16問～17問	選択式・短答式 11問～12問 記述式 5問～6問 (29～35%程度)
	英語	1学年	35問	筆記 32問 (リスニング9問含む) 内、記述式 10問～11問 (30～35%)
				スピーキング3問
		2学年	35問	筆記 31問 (リスニング9問含む) 内、記述式 5問～6問 (15～20%)
				スピーキング4問

④ 本県の公立小中学校で使用されている教科書は、表3及び表4のとおりである。

[表3 令和6年度市町村立小中学校使用教科書採択一覧表]

採択地区		国頭	中頭	那覇	島尻	宮古	八重山	竹富
(令和5年) 小学校	国語	教出	光村	光村	東書	東書	教出	光村
	算数	東書	学図	啓林館	東書	東書	東書	東書
小学校	国語	光村	光村	光村	光村	東書	東書	光村
	算数	啓林館	啓林館	啓林館	東書	啓林館	東書	東書
中学校	国語	三省堂	三省堂	光村	光村	東書	東書	東書
	数学	啓林館	東書	東書	東書	東書	東書	教出
	英語	光村	光村	教出	開隆堂	光村	開隆堂	三省堂

〔表4 令和6年度県立中学校使用教科書採択一覧表〕

採択校		与勝緑が丘	球陽	開邦	桜中
中学校	国語	三省堂	三省堂	光村	三省堂
	数学	数研	数研	大日本	数研
	英語	光村	光村	三省堂	光村

⑤ 本業務で作成を委託する調査問題の出題範囲は、表5のとおりとする。

〔表5 作成を委託する調査問題の出題範囲及び調査時間〕

校種	教科	学年	出題範囲（出題可能な範囲）	時間	
小学校	国語	5 学年	小学校 3 学年から小学校 5 学年までの全部	40 分	
		6 学年	小学校 4 学年から小学校 6 学年までの全部	40 分	
	算数	5 学年	小学校 4 学年から小学校 5 学年までの全部	40 分	
		6 学年	小学校 4 学年から小学校 6 学年までの全部	40 分	
中学校	国語	2 学年	中学校 2 学年まで（小学校も含む）の全部	45 分	
	数学	1 学年	中学校 1 学年まで（小学校も含む）の全部	45 分	
		2 学年	中学校 2 学年まで（小学校も含む）の全部	45 分	
	英語	1 学年	中学校 1 学年の下記の範囲		45 分
			教科書	単 元	
			Sunshine	Program 1～8	
			Here We Go!	Unit 1～6 及び Unit 8	
			One World	Lesson 1～3 及び Lesson 5～6	
	New Crown	Lesson 1～5			
	英語	2 学年	中学校 1 学年の範囲すべてと 2 学年の下記の範囲		45 分
教科書			単 元		
Sunshine			Program 1～5		
Here We Go!			Unit 1～7		
One World			Lesson 1～6		
New Crown	Lesson 1～3 及び Lesson 5				

⑥ 問題作成に当たっては、必要に応じて本県と調整を行うこととする。

## (2) 調査問題の付属物の作成

- ① 表紙
- ② ルビ振り調査問題
- ③ 解答用紙
- ④ 採点基準一覧表  
正答例、許容範囲、採点上の留意点を問題ごとに示したもの。
- ⑤ 正答例一覧  
解答用紙に正答例を記入したもの。
- ⑥ 調査問題一覧表  
出題の趣旨、学年と領域、評価の観点、問題の形式を問題ごとに示したもの。  
ここで、問題の形式とは、選択式、短答式、記述式の区別をいう。

## 5 委託業務上の留意事項

### (1) 調査問題の作成に関すること

- ① 問題用紙（表紙を除く）の規格はA4判の縦置きとし、国語は縦書き、算数・数学と英語は横書きとすること。ただし、図表等はその限りではない。
- ② 問題用紙（表紙を除く）の枚数は、国語は11ページ以内、算数・数学は7ページ以内、英語は11ページ以内とすること。
- ③ 使用する文字の書体及び大きさ等については、学年や教科に応じて適切に用いること。
- ④ 文部科学省 MEXCBT や学力向上 Web システムにより調査問題を配信する際、別途、著作権許諾費用が生じることのないよう、適切に処理すること。

### (2) 調査問題の付属物の作成に関すること

- ① 表紙は1ページとし、規格等は調査問題に準じた上で、適宜工夫すること。
- ② 表紙に、次の内容を表示すること。  
調査問題の名称、学年、教科、実施時期、調査を受ける際の注意事項
- ③ 表紙に、次の内容を記入する枠を設けること。  
学級、番号、氏名、正答数
- ④ 解答用紙は1枚とし、規格はB4判、国語は横置き・縦書き、算数・数学は縦置き・横書き、英語は縦置き・横書きとすること。
- ⑤ 正答例一覧は1ページとし、用紙の規格等は適宜工夫すること。
- ⑥ 採点基準表は若干ページとし、用紙の規格等は適宜工夫すること。

## 6 業務スケジュール（予定）

令和6年 6月中旬	委託契約 調査問題の作成開始
10月下旬	受託者による調査問題案の提出
11月上旬	発注者による調査問題案の点検
令和7年 1月上旬	納品

## 7 成果物

調査問題ごとに、次に示す順序で連結して1つのPDFファイルとすること。また、CD-R等の記録媒体に保存して1部納品すること。紙媒体も1部納品すること。

- |            |          |            |
|------------|----------|------------|
| 1) 表紙      | 2) 調査問題  | 3) 解答用紙    |
| 4) 採点基準一覧表 | 5) 正答例一覧 | 6) 調査問題一覧表 |

## 8 納品後の取扱い

- (1) 発注者は、調査実施時期より1年間、委託料とは別の費用が生じることなく、学力向上Webシステムにより問題を配信することができるものとする。
- (2) 学力向上Webシステムの利用者は、調査実施時期より1年間、費用が生じることなく、問題を使用することができるものとする。
- (3) 調査問題及びその付属物に不備等が確認された場合、受託者は速やかに修正に応じること。また、その際に生じる費用は、受託者が負担すること。

## 9 委託業務上の留意事項

### (1) 業務の再委託の制限

#### ① 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。また、契約金額の50%を超える業務、企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

#### ② 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案に応募した者、指名停止措置を受けている者、反社会的勢力と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

#### ③ 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはその限りでない。

その他、簡易な業務：資料の収集・整理、複写・印刷・製本、原稿・データの入力及び集計

## 10 その他の要件

- (1) 受託事業者は、発注者との窓口となり本業務を統括する責任者を設置すること。
- (2) その他、この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、県と協議の上、決定すること。

## 11 報告及び精算

受託事業者は、委託業務完了後30日以内又は令和7年3月14日(金)のいずれか早い日までに実績報告書等を提出するものとする。また、交付を受けた委託料に余剰金が生じたときには、これを返納しなければならない。